

令和4年1月1日制定



ようこそ東峰村へ 東峰村移住・定住支援金制度

東峰村では、第2期東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消のため、令和4年1月1日より東峰村に移住した若年層・子育て世帯に対し、東峰村移住・定住支援金を交付する制度を制定しています。

ぜひ村外のご家族やご友人にお知らせ下さい。

●移住・定住支援金とは

東峰村移住・定住支援金は、若年層世帯・子育て世帯の移住・定住を促進するための制度です。移住した年に移住した人が申請することができる交付金「移住支援金」と、移住後3年を経過した人が申請することができる交付金「定住支援金」の2つの交付金からなります。

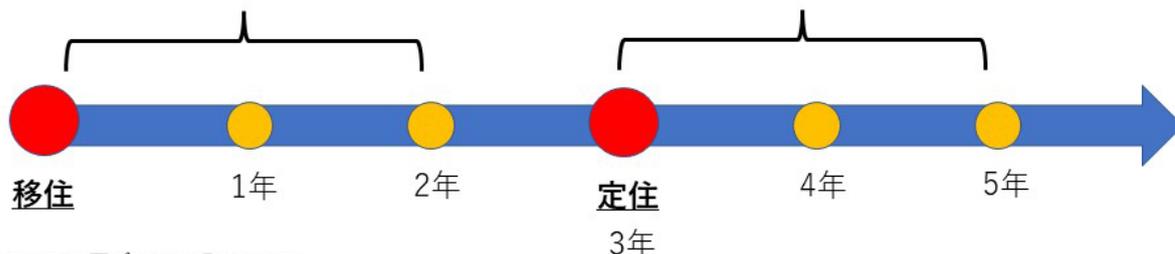
| 種類 | 条件 | 交付額 |
|----------------|----|---------------------------|
| 移住支援金 (初年度) | 世帯 | 10万円+転入時中学生以下の子ども1人につき5万円 |
| | 単身 | 5万円 |
| 定住支援金 (3年後) | 世帯 | 20万円+申請時中学生以下の子ども1人につき5万円 |
| | 単身 | 10万円 |

*移住・定住支援金には、「移住元に関する事」「年齢に関する事」「世帯に関する事」「定住の意思を有している事」「地域コミュニティ活動に参加している事」等の交付要件がありますので、詳しくは東峰村役場ふるさと推進課(0946-72-2312)までお問合せください。



①移住及び移住支援金申請
(移住した日を含む年度の翌年度まで)

②定住支援金申請
(移住後3年を経過した日を含む年の翌年度まで)



* 移住日：住民票が村に登録された日

【基準日】

・移住支援金：令和4年1月1日以降に東峰村に転入 ・定住支援金：平成31年1月1日以降に東峰村に転入

●移住支援金の交付要件

■移住元及び移住先に関する要件

- ・住民票を移す直前に、連続して1年以上、東峰村以外の市町村に在住していたこと。
- ・令和4年1月1日以降に東峰村に転入したこと。

■年齢に関する要件

- ・単身の申請の場合にあつては、転入時において45歳未満であること。
- ・世帯の申請の場合にあつては、転入時において、主たる生計維持者が45歳未満であること又は主たる生計維持者が45歳以上であつて配偶者との合計年齢が80歳未満であること。子どもについては、転入時において中学生以下の者を対象とする。また、対象となる子どもがいれば、年齢要件は適用しないものとする。

■世帯に関する要件

- ・申請時において移住・定住支援金の申請者を含む2人以上の世帯員が同一世帯に属していること。
- ・申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも令和4年1月1日以降に東峰村に転入したこと。

■その他の要件

- ・自治会の趣旨を理解し、地域コミュニティ活動に参加していること、及び協力する意思があること。
- ・申請時から連続して5年以上、東峰村に継続して居住する意思を有していること。
- ・申請者を含む世帯員がいずれも、前住所地及び本村の税・料金等の滞納がないこと。
- ・申請者を含む世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ・福岡県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業に係る東峰村移住支援金の交付を受けていないこと又は受ける予定がないこと。
- ・地域おこし協力隊の任期中は交付の対象にならないものとする。

●定住支援金の交付要件

■定住に関する要件

- ・平成31年1月1日以降に東峰村に転入したこと。
- ・転入の日から起算して、3年を経過していること。
- ・住民票を移す直前に、連続して1年以上、東峰村以外の市町村に在住していたこと。
- ・転入の日から定住支援金の申請日までに1度も東峰村から転出していないこと。

■年齢に関する要件

- ・単身の申請の場合にあつては、転入時において45歳未満であること。
- ・世帯の申請の場合にあつては、転入時において、主たる生計維持者が45歳未満であること又は主たる生計維持者が45歳以上であつて配偶者との合計年齢が80歳未満であること。子どもについては、申請時において中学生以下の者を対象とする。また、対象となる子どもがいれば、年齢要件は適用しないものとする。

■世帯に関する要件

- ・申請時において申請者を含む2人以上の世帯員が同一世帯に属していること。
- ・申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも平成31年1月1日以降に東峰村に転入したこと。

■その他の要件

- ・自治会の趣旨を理解し、地域コミュニティ活動に参加していること、及び協力する意思があること。
- ・申請時から連続して5年以上、東峰村に継続して居住する意思を有していること。
- ・申請者を含む世帯員がいずれも、本村の村税及び料金等の滞納がないこと。
- ・申請者を含む世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ・福岡県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業に係る東峰村移住支援金の交付を受けていないこと又は受ける予定がないこと。

*上記の交付要件は代表的な要件のみ掲載しています。その他にも要件があります。